

# 学校教育における金融経済教育の可能性



横浜国立大学名誉教授 西村 隆男

## ～要旨～

学校における金融経済教育は、従来から社会（公民）科や家庭科を通じて十分とは言えないもの行われてきた。しかし、2018年に成立した改正民法による成年年齢引き下げを契機として、2022年施行の高等学校の新学習指導要領には大きな変化が見られた。それは家庭科で、「資産形成の視点にも触れる」として、具体的金融商品の理解や、年金リスクに伴う資産形成の必要などが学習内容に加わった。しかし、教員自身の金融経済教育への必要性認識は高いものの、金融に関わる学習への十分な授業時間確保の難しさや、教員自身のリスク商品への理解不足の現状は、この先どこまでその充実が図れるのかを見通すことは困難である。

本稿では、日本における金融経済教育の変遷や、欧米の金融経済教育事情の検討を通じて、今後の学校教育における金融経済教育推進の在り方、方向性を考える。

## はじめに

高校までの学校教育において、どのような金融経済教育（あるいは金融教育）<sup>1)</sup>が行われてきたかその実情は、ほぼ10年ごとに見直しがなされる文科省告示による学習指導要領の記述の変遷を辿るとともに、学習指導要領に沿って作られる検定教科書の記述内容を検証することによっても窺い知ることができる。直接的に関係の深い教科目としては、普通高校では社会科、公民科、家庭科が、専門高校では商業科がその対象となる。

現在の学習指導要領は、高等学校は2022年度から新たに実施されているものだが、家庭科において「資産形成についても触れる」として「株

式、投資信託、債券等の金融商品の特徴について理解する」と記述されたことをもって、メディアでは金融教育が必修化されたとのセンセーショナルな報道も見受けられた<sup>2)</sup>。

2019年6月、人生100年時代を見据えた資産形成を促す報告書「高齢社会における資産形成・管理」が公表され<sup>3)</sup>、年金だけでは老後生活に2,000万円不足をきたすとする「老後2,000万円問題」がマスコミに大きく取り上げられ、老後生活のための資産形成の必要性についての世論形成が醸成されつつあった事情に拍車を掛けた。

同時に、金融経済教育への関心の高まりは、2018年に第196回国会で成立した民法の120年ぶりの改正により、成年年齢の18歳への引き下

げが行われることになったことも大きく関わっている。国会審議の過程では、従来の20歳からの引き下げは、未成年者契約取消権が行使できなくなる18-19歳の消費者トラブルの増大が懸念されるとして、法の施行を4年後の2022年4月とし、それまでに学校教育を中心に、高校生をはじめ若年者への消費者教育を徹底することが付帯決議として採択された。若年者の消費者被害の大半は、契約上の金銭トラブルであるので、契約教育を重視する必要から、小学校段階から契約についての学習が求められ、2020年より実施の小学校学習指導要領に「売買契約の基礎」を学ぶことが盛り込まれた。さらには中学校、高等学校では契約学習がより大きく取り上げられることとなったのである。

## 1 学校教育と金融経済教育

学校での金融教育を重要視する流れの嚆矢は、金融広報中央委員会が2002年3月に公表した「金融に関する消費者教育の推進に当たっての指針(2002)」に遡ることができる<sup>4)</sup>。同指針では、80年代以降の金融規制緩和以降、技術革新が進む中で金融商品・サービスの選択の幅は広がっている一方で、国民の金融に関する一般的な認識のレベルは十分とは言えないとして、「人間が正確な情報に基づいて賢明な選択をし、自らの判断に基づく豊かな人生を歩むためには、金融・経済に関する知識や消費者としての自立するための知識が不可欠」であり、「金融に関する消費者教育の指針や体系的な学習のためのカリキュラムの作成」が必須とした<sup>5)</sup>。

同年11月の金融庁による文科省に宛てた学校教育における金融教育推進の要請は、「学校における金融教育の一層の推進について」(2002年11月)として、政府行政間の連携の端緒として注目された。本要請文書では、金融分野での様々

な金融商品やサービスが提供され、しかも、その提供方法もインターネット等を通じるなど多様化している点や、2001年から確定拠出年金制度が開始され、ペイオフ解禁も予定されるなど国民が自らの判断と責任で主体的に金融商品・サービス等を理解し選択することが求められているとし、将来を担う児童・生徒に対する金融・証券・保険に関する教育、すなわち学校での金融教育が重要であるので、学習指導要領に金融教育を具体的に位置付けるよう要望するものであった。

こうした背景もあって、学習指導要領の改訂によって、徐々にではあるが金融に関する教育が強化されてきたとみることはできよう。以降の詳細は、別表の経緯にゆずり、ここではその後の主な動向についてのみを略述する。

金融庁は前述の文科省への要請文書ののち、2005年3月に金融経済教育懇談会を設置し、3か月間の集中審理のうちに論点整理を公表した<sup>6)</sup>。その中で、「今年4月からのペイオフ解禁に象徴されるように、銀行に預けてさえおけば100%安心という時代ではなくなった一方、様々なリスクとリターンの可能性を含んだ金融商品・サービスの多様化・高度化がIT化を含めた販売チャネルの多様化に伴って急速に進展している」として、金融経済教育の充実が急務であるとした。なかでも学校教育においては、初等中等教育における金融経済教育の意義・必要性を「金銭管理を通じて自己管理・意思決定能力を身に付けさせることや、お金の流れから経済社会の仕組みを認識することを通じて社会・市場で行動できる能力を養うこと、さらにこれらによって、社会経済環境の変化に対応して、たくましく生きる力を育むことが、この段階における金融経済教育の眼目となる」と明示した。

その後、金融経済教育推進の議論が加速度的

に進められたのは、2012年に金融庁金融研究センターに設置された金融経済教育研究会であり、同研究会の議論の成果は翌2013年4月に「金融経済教育研究会報告書」として公表された。さらに、同報告書に示された諸課題の審議を目的に、学識経験者、消費者団体、金融関連業界団体ならびに金融庁により構成される金融経済教育推進会議が設置され、文科省、消費者庁をオブザーバーとして、金融広報中央委員会を事務局に運営される会議体となり今日に至っている。

同会議は、生活スキルとして最低限身に付けるべき金融知識を年齢層ごとに一覧にした「金融リテラシーマップ」(2014年)を、また、金融リテラシー啓発用教材「コアコンテンツ」(2019年)、金融リテラシーの関するeラーニング講座「マネビタ～人生を豊かにするお金の知恵～」(2021年)の開発等、次々に公表し、金融経済教育の普及、推進をリードしてきた。

## 2 学習指導要領にみる金融経済教育

本節では、中学校および高校の学習指導要領にみられる金融経済教育に関わる記述を、紙幅の関係から前回改訂のものと現行のものから比較して検討してみたい。なお、学習指導要領の科目内容の表記は項目のみの列挙の場合もあるので、文科省の編集により発行される学習指導要領解説(各教科編)も同時に比較対象とした。

表1に示すとおり、中学校の社会科に関しては、平成20年(2008年)告示の学習指導要領(旧指導要領と略す)と、平成29年(2017年)告示の学習指導要領(新指導要領と略す)とでは、ほとんど大差ないと言える。

一方家庭科では、旧指導要領では通信販売や訪問販売、取引形態における二者間契約までの扱いとなっていたものが、新指導要領ではキャッシュレス化の進行と多様な支払い手段、さらに従来は高校段階での扱いであった三者間契約としてのクレジット契約も中学校の学習内容とするなど大幅な改訂が行われた(表2)。これは、

表1 中学校社会(公民分野)の学習指導要領及び同解説

(下線は筆者による)

平成20年告示 (2008年)	(2) 私たちと経済 ア 市場の働きと経済 身近な消費生活を中心に経済活動の意義を理解させるとともに・・・ <u>金融などの仕組みや働きを理解させる</u> ・・・
平成24年実施 (2012年)	*学習指導要領解説より(以下、「解説より」と略す) 「金融などの仕組みや働きを理解させる」については、 <u>家計の貯蓄などが企業の生産活動や人々の生活の資金などとして円滑に循環するために、金融機関が仲介する間接金融と、株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融を扱い、金融の仕組みや働きを理解させることを意味している。</u>
平成29年告示 (2017年)	B 私たちと経済 (1) 市場の働きと経済 対立と合意、効率と公正、分業と交換、希少性などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 ア(ウ) 現代の生産や金融などの仕組みや働きを理解すること。
令和3年実施 (2021年)	*「解説」より 金融の仕組みや働きについては、 <u>家計の貯蓄などが企業の生産活動や社会に必要な様々な形態の起業のための資金、人々の生活の資金などとして円滑に循環するために、金融機関は仲介する間接金融と、株式や債券などを発行して直接資金を集める直接金融を扱い、金融の仕組みや働きを理解できるようにすることを意味している。</u>

表2 中学校技術・家庭（家庭分野）の学習指導要領及び同解説

<p>平成 20 年告示 (2008 年)</p> <p>平成 24 年実施 (2012 年)</p>	<p>D 身近な消費生活と環境</p> <p>(1) 家庭生活と消費について、次の事項を指導する。</p> <p>イ <u>販売方法の特徴について知り、生活に必要な物資・サービスの適切な選択、購入及び活用ができること。</u></p> <p>*「解説」より</p> <p>販売方法については、店舗販売と無店舗販売の特徴を知り、・・・例えば、<u>通信販売や訪問販売を取り上げる。・・・生活に必要な物資・サービスの選択・購入に当たっては、本当に必要かどうかの判断が大切であることに気付くようにし、多くの情報の中から適切な情報を収集・整理し、物資・サービスの選択ができるようにする。・・・(中略)</u></p> <p>また、購入時の支払いについては、二者間の契約を中心に<u>取り上げ、即時払い・前払い・後払いのそれぞれの特徴について理解できるようにする。(以下略)</u></p>
<p>平成 29 年告示 (2017 年)</p> <p>令和 3 年実施 (2021 年)</p>	<p>C 消費生活・環境</p> <p>(1) 金銭の管理と購入</p> <p>ア (ア) <u>購入方法や支払い方法の特徴が分かり、計画的な金銭管理の必要性について理解すること。</u></p> <p>*「解説」より</p> <p>・・・<u>キャッシュレス化の進行に伴って多様化した購入方法や支払い方法の特徴が分かり、・・・多様な支払方法に応じた計画的な金銭管理が必要であることについて理解できるようにする。</u></p> <p>購入方法の特徴については、<u>インターネットを通じた通信販売などの無店舗販売を取り上げ、利点と問題点について理解できるようにする。</u></p> <p>支払方法の特徴については、<u>支払時期（前払い、即時（払い、後払い）の違いによる特徴が分かるようにするとともに、クレジットカードによる三者間契約を取り上げ、二者間契約と比較しながら利点と問題点について理解できるようにする。(以下略)</u></p>

前述した成年年齢引き下げに伴う契約学習強化の一環として改訂されたものと言える。

高校については、新指導要領を旧指導要領と比較してみると、金融についての学習は個人の資産形成、資産運用にかかわる内容にまで、かなり幅広くなってきていることが読み取れる。

公民科の金融学習は、教科の性格から金融の機能や金融制度、中央銀行の役割のような金融の意義や枠組みを学ぶものであったものに加え、個人の金融サービスの利用に関わる内容、つまりはパーソナル・ファイナンスに踏み込んできたと言える。とくに、「現代社会」が「公共」との名称の新科目に置き換わったこともあり、政治、経済、国際等のいずれの分野においても幸福、正義、公正などの普遍価値がキーワードとされ、他者との共存が重んじられている。また、パーソナル・ファイナンスに関わる内容が具体的に示され、自身の問題として具体的に思考したり、

追究することを求めている（表3）。

一方の家庭科では、旧指導要領からの家計管理と生活設計の基本をさらに深化させて、新指導要領では、リスク管理に加え、老後への備えとしての年金についての学びや、自助努力によってより豊かな人生設計が築くことができるよう、運用型の金融商品の選択による資産形成にも学びが大幅に広がってきた（表4）。この点は、社会経済情勢の変化や関係方面からの要請に加えて、先ほど触れた中学校家庭科にクレジット契約に関する学習が移行したことで、その空白を埋めるものに結果としてなったとも考えられる。

いずれにしても、今回改訂され新たに加えられた内容に関し、問題がないわけではない。指導者である教員自身がほとんど投資経験も持たず、金融商品の特徴は言うまでもなく、株式、投資信託、債券の購入や売買その他の取引について、必ずしも十分理解しているものではない

表3 高等学校公民（現代社会／公共）の学習指導要領及び解説

<p>平成 21 年告示 (2009 年)</p> <p>平成 24 年実施 (2012 年)</p>	<p><b>【現代社会】</b> 現代社会と人間としての在り方生き方 エ 現代の経済社会と経済活動の在り方 現代の経済社会の変容に触れながら、(中略) <u>金融について理解を深めさせ</u>・・・ 個人や企業の経済活動における役割と責任について考察させる。 (内容の取扱い) <u>「金融」については、金融制度や資金の流れの変化などにも触れること。</u></p> <p>*「解説」より <u>「金融」については、現代の経済社会において、金融の意義や役割を理解させるとともに、金融市場の仕組み、中央銀行の役割や金融政策の目的と手段について理解させることが大切である。(中略) 近年、金融自由化が進展していることや直接金融の比率が高まっていること、さらに近年の金融制度や資金の流れ、金融政策の変化などを理解させる。その際、クレジットカードや電子マネーなどの普及によるキャッシュレス社会の進行、金融商品の多様化など、身近な具体的な事例を通して指導の工夫を図ることが求められる。</u></p>
<p>平成 30 年告示 (2018 年)</p> <p>令和 4 年実施 (2022 年)</p>	<p><b>【公共】</b> B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。 (ウ) 職業選択、雇用と労働問題、財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、市場経済の機能と限界、<u>金融の働き</u>、経済のグローバル化と相互依存関係の深まりなどに関わる現実社会の事柄や課題を基に、公正かつ自由な経済活動を行うことを通して資源の効率的な配分が図られること (中略) が必要であることについて理解すること。 (内容の取扱い) <u>「金融の働き」については、金融とは経済主体間の資金の融通であること</u>の理解を基に、<u>金融を通じた経済活動の活性化についても触れること。</u></p> <p>*「解説」より <u>金融は、家計や企業から資金を様々な経済主体に投資することで資本を増加させ、生産性を高め、社会を豊かに発展させる役割を担っていることを理解できるようにする。また、近年の金融制度改革の動向や金融政策の変化を理解できるようにするとともに、フィンテックと呼ばれるIoT、ビッグデータ、人工知能といった技術を使った革新的な金融サービスを提供する動き、クレジットカードや電子マネーなどの利用によるキャッシュレス社会の進行、仮想通貨など多様な支払・決済手段の普及、様々な金融商品を活用した資産運用にともなうリスクとリターンなどについて、身近で具体的な事例を通して理解できるようにすることも大切である。</u> <u>金融の働き・・・に関わる具体的な主題については、例えば、企業のための資金はどのようにすれば確保できるか、中央銀行はデフレーションに対処するためにどのような政策がとれるか、といった、具体的な問いを設け主題を追究したり解決したりするための題材となるものである。(以下略)</u></p>

という現実がある。また、社会科（公民科）、家庭科に限らず、学習すべき内容は時代の変化を受け、学習指導要領告示から教科書編纂を経て、実際の教室で授業を実施するまでの数年間の経過で、現実と学習内容のずれが生じてくることもある。

現代のような ICT、AI による技術革新のスピードが速い環境では、金融分野の動向はまさに日進月歩で、教科書記述の内容はたちまち塗

り替えられなければならない事態になるという限界も避けられない。つねに、教員自身が学び取らなければならないものがあり過ぎて、授業指導のための準備が追いつかない現状は想像に難くない。

新学習指導要領では、家庭科に生涯設計としての資産形成が位置付けられたが、金融分野に関わる学習内容の強化に関し、かつて 90 年代から 2000 年代にかけピークとなる自己破産件数

表4 高等学校家庭（家庭基礎）の学習指導要領及び解説

<p>平成 21 年告示 (2009 年)</p> <p>平成 24 年実施 (2012 年)</p>	<p>(2) 生活の自立及び消費と環境</p> <p>エ 消費生活と生涯を見通した経済の計画 消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任について理解させ、適切な意思決定に基づいて行動できるようにするとともに、<u>生涯を見通した経済の管理や計画について考えることができるようにする。</u> (内容の範囲や程度) エについては、<u>契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題などを取り上げて具体的に扱うこと。</u></p> <p>*「解説」より ・・消費者の権利や責任について理解させ、<u>契約や消費者信用、多重債務問題などを具体的に扱い、消費者として適切な判断ができるようにする。</u> <u>生涯を見通した経済の管理や計画については、家計の構造、家計における収支バランスや計画性にとどまらず、将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた貯蓄や保険などの資金計画についても関心をもたせる。</u>(中略)</p> <p>(イ) 生涯の経済計画とリスク管理 ・・<u>今日の家計はクレジットカードや電子マネーの普及などキャッシュレス化によって大きく変化しており、情報が氾濫する中で慎重な意思決定が求められていることを具体的な事例を通して理解させる。また、生涯を見通した経済の計画を立てる場合には、事故や病気、失業などの不測の事態や退職後の年金生活なども想定し、生涯賃金や働き方なども含め、リスクにどのように対応したらよいのかについて考えさせる。</u></p>
<p>平成 30 年告示 (2018 年)</p> <p>令和 4 年実施 (2022 年)</p>	<p>C 持続可能な消費生活・環境</p> <p>(1) 生活における経済の計画</p> <p>ア 家計の構造や生活における経済と社会の関わり、家計管理について理解すること。 イ <u>生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性について、ライフステージや社会保障制度と関連付けて考察すること。</u> (内容の範囲や程度) イについては、<u>将来にわたるリスクを想定して、不測の事態に備えた対応などについても触れること。</u></p> <p>*「解説」より ア 家計の構造や生活における経済と社会との関わり、家計管理について (中略) <u>家計管理について、収支のバランスの重要性とともに、リスク管理を踏まえた家計管理の基本について理解できるようにする。その際、生涯を見通した経済計画を立てるには、教育資金、住宅取得、老後の備えの他にも、事故や病気、失業などへのリスクへの対応が必要であることを取り上げ、預貯金、民間保険、株式、債券、投資信託等の基本的な金融商品の特徴 (メリット、デメリット)、資産形成の視点にも触れるようにする。</u></p> <p>イ <u>生涯を見通した生活における経済の管理や計画の重要性については、(中略) 将来を見通して、事故や病気、失業、災害などの不可避的なリスクや、年金生活へのリスクに備えた経済的準備としての資金計画を具体的な事例を通して考察できるようにする。</u></p>

に象徴される多重債務問題が高校家庭科をターゲットとして組み込まれたことがある。

多重債務問題では悪質取り立てや過剰融資にかかる規制が先行したもの、高金利問題は二重金利によるグレーゾーン金利の温存により、長らくその問題解決を困難にしてきた。しかしながら最高裁判決の積み重ねによって、ついに2006年には貸金業法が改正され、利息制限法金

利に一本化された。同時に政府は多重債務者対策本部を設置し、翌2007年には多重債務問題改善プログラムを公表した<sup>7)</sup>。同プログラムでは、多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化を4つの柱の一つにあげ、結果として高校家庭科に多重債務予防のための学習内容が織り込まれた。

### 3 資産所得倍増プランと金融経済教育

2022年11月、岸田首相はいわゆる新しい資本主義実現への戦略の一環として「資産所得倍増プラン」を公表した<sup>8)</sup>。その基本的な考え方は、企業部門に蓄積された325兆円の現預金を主要部分への投資につなげて成長を後押しすると同時に、家計に眠る2,000兆円規模の現預金を投資につなげ、家計の勤労所得に加えて金融資産所得を増やすことを大きな柱とした。とりわけ中間層がリターンの大きい資産に投資しやすい環境整備を行うことにより、家計の金融資産所得が拡大するとともに、企業の成長が促進され企業価値が向上し、その結果、家計の金融資産所得はさらに拡大する「成長と資産所得の好循環」を生むと説明されている。

この基本的な考え方にに基づき、NISAの抜本的拡充と恒久化やiDeCo制度の改革などの7本柱が並列され、その5番目に「安定的な資産形成の重要性を浸透させていくための金融経済教育の充実」が掲げられた。

新しい資本主義実現会議のもとに設置された資産所得倍増分科会の第3回会合において、報告を行った鈴木金融担当大臣（財務大臣）は、金融経済教育の充実を図る具体的な内容として、官民一体となった金融経済教育を戦略的に実施するための中立的組織として「金融経済教育推進機構（仮称）」を設置し、これまで歴史的にも長く国民全般への金融サービス情報の提供、啓発、教育にあたってきた金融広報中央委員会（事務局は日本銀行内）の機能を新機構に移管・承継するとした。また、その運営体制の整備や設立・運営経費の確保にあたっては、政府・日本銀行に加え、全国銀行協会・日本証券業協会等の民間団体からの協力も得るとの説明をしている<sup>9)</sup>。

金融経済教育の長い歴史の中で、戦後発足した貯蓄増強中央委員会より綿々と続く、中立・

公正な立場を徹底し、国民的金融知識の普及啓発にあたってきた金融広報中央委員会の事実上の消滅と、政府の関与による新たな機構の設立という衝撃的な一大転換が、どのように議論され、この時期に提案されなければならなかったのか、この点は検証を待たねばならない。

しかしながら、リーマンショック直後のアメリカの大統領諮問委員会設置に始まる金融教育の国家戦略化は、イギリス、オーストラリアほか、すでに先進諸国においても本格実施されてきているところからすれば、今日の日本における金融経済教育の大転換は遅きに逸しているのかも知れない。

### 4 海外の金融経済教育の状況

本節では学校における金融経済教育の海外事情として、科目独立型のアメリカと、複数の教科のカリキュラムに部分的に組み込んでいる非独立型のイギリスを好例として取り上げる。

#### ① アメリカ

アメリカでは、日本のように国全体を統括するカリキュラムは存在しないが、2010年以降、州の教育内容の指針となるコモンコア・ステートスタンダード（CCSS）が標準的な教育課程として設定されている。しかしながら、基本は学校独自の裁量でカリキュラムが編成されている。

金融教育に関しては、従来からジャンプスタート（Jump Start Coalition）、経済教育協議会（Council of Economic Education）などの民間団体が教育プログラムを編成し、様々な形で全米の学校に教材提供をしたり、教員向けのセミナーを開催したりしてきた。サブプライムローン問題を背景に、2008年のリーマンショックの後には、金融教育を進めるための大統領諮問委員会を設置され、全国的な金融リテラシー教育の普

及活動が進められた経緯もある。

次世代金融教育協会（Next Gen for Personal Finance、略称 ngpf）の2022年調査によれば、全米の高校生の4分の1は金融教育を必修科目として履修しているという結果を示している。また、8つの州では完全に金融教育は必修科目となっており、続く7州でも必修化の準備段階に入っているという<sup>10)</sup>。ここで示されている金融教育は「パーソナル・ファイナンス」という独立科目であり、少なくとも1セメスターの授業を行い、卒業に必須の単位としているところが注目されよう。

学校で行われている金融教育の内容は、ジャンプスタートおよび経済教育協議会によって作成された“National Standards for Personal Financial Education”に、①所得を得る、②支出する、③貯める、④投資する、⑤クレジットを利用する、⑥リスクマネジメントの6分野にわたり、グレード4（小学4年相当）、グレード8（中学2年相当）、グレード12（高校3年相当）までに学習すべき事項が一覧できるよう整理されている。現在のものは2021年に刊行されたものであるが、伊藤（2012）によれば、初版は1998年にジャンプスタートのみの編集で作成さ

表5 National Standards for Personal Financial Education (抜粋)

	理解すべき学習内容	生徒ができる力
Grade 4	人がお金を投資するのは、多くの時間が経過することで長期の資金計画を実現することを手助けするためである	1a 人はなぜ投資をするか説明できる 1b 人が何年も長く投資することで達成しようとする金銭的な目標とするものは何か説明できる
	低利の預貯金はリスクが低いので、一般に短期の資金計画や緊急時の資金として利用する。長期の資金計画のために資金を貯めるときは、人は多くの場合、高いリターンを求めてリスクのある資産に投資をする	2a 貯蓄と投資の類似点と相違点を説明できる 2b 貯蓄と投資を対比してそれぞれにふさわしい資金目標（金銭的ゴール）を例示できる
Grade 8	金融資産への投資家は、時間の経過とともに金融資産の価値の増加（キャピタルゲイン）を期待し、あるいは利息や配当といった通常の収入を受け取る	1a 金融資産に投資する潜在的な利点をいくつかあげられる 1b 人は通常の収入の代わりに時間の経過とともに成長する投資を好むのか説明できる
	よく知られる金融資産として、譲渡性預金証書（CDs）や株式、債券、投資信託、不動産があること	2a 金融資産のそれぞれについて定義できる 2b 株式、債券、投資信託の現在の価格をどのようにして見つけるか示すことができる 2c どんな資産はすぐに売却することが難しいか議論できる（例：株式と不動産の対比）
Grade 12	個人の投資へのリスク許容度は、性格、財源、投資経験、そして生活環境によって異なること	1a 個人のリスク許容度に影響を与える要因をいくつか例示できる 1b 個人のリスク許容度がいかに投資判断に影響を与えるか議論できる 1c オンラインツールやワークシートを使って個人の投資へのリスク許容度を評価できる
	金融資産の価格は、市場環境、金利水準、企業の業績、新たな情報、さらには投資家の需要に左右されること	5a 金融資産の価格に影響を及ぼす要因を説明できる 5b ある会社やその製品に関する新たな情報が報告されると、その会社の株価にどんなことが起こるか予測できる 5c 高い失業率をもたらす経済の低迷が、金融資産の価格に影響を与えるか議論できる 5d 金利が低下すると、債券や不動産の市場価格が上昇する理由を説明できる



れ<sup>11)</sup>、以降何度かの改訂が行われ今日に至っている。

阿部(2006)によれば、各州に教育基準作成の権限があり、各学校には教育カリキュラム作成の権限があり、1994年に成立したアメリカ教育法が、主要教科の全国共通の教育目標(教育内容の基準、生徒の達成度に関する基準、教育の条件に関する基準)を規定したことを受け、教科「パーソナル・ファイナンス」についても、これに倣い、ナショナルスタンダードを作成したという<sup>12)</sup>。

2021年版のスタンダードから「投資する」の一部の内容を各ステージに分けて示すと表5のようになる。

## ② イギリス

イギリスでは政府の外郭団体である Money and Pension Service (MaPS) が、2020年に国民の金融面での幸福を確保する戦略、“The UK Strategy for Financial Wellbeing”を公表した。また、2022年3月には、英国中央銀行(BOE)が“Financial education in a digital world”とする表題の報告書において、学校教育における金融教育の実施状況を示している。

報告書によれば、金融教育とは、「若者が上手に金銭管理をし、さまざまな情報を得て金融上の意思決定を行い、目標を達成する多ために必要な知識やスキル、態度を身に付けるのに役立つあらゆる活動」と定義している。

金融教育は現在では、イングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドのナショナルカリキュラムに組み込まれている。おもに、金融教育は当初、初等教育だけに置かれた PSHE(個人、科学、健康、経済を統合したイギリス独自の総合科目)で行われ、さらにシティズンシップおよび数学に組み込まれ実施されて

きた。

現在では、イングランドではキーステージ1(5~7歳)では、数学で足し算と引き算の基本を、コインを使って学ぶことからはじめ、ポンドとペンスの理解や釣銭の計算が含まれている。キーステージ3(11~14歳)、4(14~16歳)でシティズンシップにおいて、お金の機能と用途、予算編成、リスク管理、信用と負債、保険、貯蓄と年金、金融サービス、また数学での応用として利息の計算などが含まれている。

また、ウェールズでは、2022年からの新カリキュラムにより、キーステージ2(8~10歳)までに、コインを使って計算すること、ポンドとペンスの使い方を理解し費用や予算を比較して、貯蓄計画を立て利益と損失を算出することを学ぶ。キーステージ3および4では、通貨や為替レートを理解し、複利などより複雑な計算を理解できるようにし、金融商品を比較して選択する方法を身に付け、家計管理を実践できる力を身に付ける<sup>13)</sup>、となっている。

## 5 学校における金融経済教育の課題と展望

これまで述べてきた通り、今後学校教育における金融経済教育への社会的ニーズはいっそう高まることは間違いない。そのことは、金融サービスという経済社会全体の発展の基盤であるとの認識のみならず、個人の家計におけるファイナンシャルウェルビーイングを築くうえでも不可欠なツールとの理解を深めるためにも意義深い。

学校教育には、時代の要請から、GIGAスクール構想をはじめとするデジタル社会への対応が求められ、ダイバーシティやジェンダーフリーその他の諸々の課題に取り組むことが要請され、単に知識のみならず態度・行動の変容を促す活動も重視されてきている。探求的学習は新学習

指導要領であらゆる教科目での大きな課題ともなっている。教員はその都度の対応を迫られ、時間的にも厳しい中で日々の授業や校務、部活動等と、多忙を極めていることはしばしば報道されるところともなっている。そうした中で、必ずしも経験知を持たない多くの教員が与えられた授業時間の範囲内で、金融経済教育に取り組むことは容易でないことは十分推測できる。

もちろんこれまでも長らく指摘されてきた家計資産の「貯蓄から投資へ」を目指す金融経済教育に偏ることなく、予算を立てた上の計画的な支出、負債の日常的な管理、緊急時に備えた貯蓄、リスクマネジメントとして保険の活用など、基本的な家計管理ができるための金融リテラシー能力を高めることは、資産形成等を考える以前の押えておくべき基本事項である。

金融経済教育推進会議が金融リテラシー・マップで示した、いわゆる4分野15領域<sup>14)</sup>とした金融経済教育のメニューに、「外部知見の活用」を大きく取り込んだのは理由の一つ、まさに金融のプロを教室に招いて、その基本の指導を受けることが、現場の教員の負担を軽減させるのには最適と考えたからである。しかし外部のゲスト講師が教室に派遣されて効果をもたらす面も多いのだが、年間計画の中で進めている授業実践への位置づけが明確でないと、結局はその場しのぎの講話で終わる危険性も指摘されよう。

一方で、教員側の金融経済教育へのニーズや認識の高さは、最近の調査からも認められる。日本証券業協会が2022年に行った調査では、9割の教員が金融経済教育を学校で行うことが必要と回答し、その理由を「賢い消費者として知識を身に付けるため」(64.5%)、「将来個人として自立するため」(46.7%)、「社会の仕組みを理解するため」(46.6%)としている<sup>15)</sup>。

金融経済教育を高校生までにしっかりと身に

付けさせ、自立した大人として将来を見据えたライフプランニングを長期的に展望できる力を育むためには、卒業までの3年の間の、わずか数時間の授業で終えるのではなく、アメリカ型のパーソナル・ファイナンスのような独立科目をおくことが必須かも知れない。しかし、新科目を置くことほど日本の教育システムでは困難なことはない。戦後初めての新たな教科として、1989年に登場した生活科(小学校低学年のみ)も、議論の末、もともとあった理科、社会を衣替えしたものであった。

もし、可能性があるとするれば、今回の指導要領改訂で総合的学習の時間を新たに改編した探求的学習に、1学期ワンテーマくらいの幅で、ウェルビーイングな生き方の学習とでもしてマネー学習を取り入れるような教育計画が各学校で組み立てられるよう、都道府県の教育振興基本計画に明確に「金融経済教育」なり、「自立のためのフィナンシャル・ウェルビーイング育成」などを明示的に入れ込む提案をさまざまな場で発信していく必要がある。

OECDのEducation 2030プロジェクトでは、教育の目標を、個人のウェルビーイングと集団のウェルビーイングの実現であるとしている<sup>16)</sup>。おそらく、次期学習指導要領改訂に向けた中央教育審議会への諮問、ないしは答申のなかで、触れられるであろう教育理念となるに違いない。したがって、金融経済教育の充実の観点からも、個人のウェルビーイング実現を支える金融リテラシーの理解力、態度形成力、意思決定力をより高めていくことが、少子高齢化が急速に進む日本社会の将来の担い手である児童・生徒にとってより重視されなければならない。同時にそのことが社会の安定に大きく寄与するものとなるに相違ない。

(別表) 金融経済教育重視への経緯

1990年	かけバブル崩壊
1996年 11月	「日本版金融ビッグバン構想」を総理が提唱（金融システム改革を指示）
2000年 6月	金融審議会答申『21世紀を支える金融の新しい枠組みについて』において「金融に関する消費者教育の重要性」を指摘
2002年 3月	金融広報中央委員会『金融に関する消費者教育の推進にあたっての指針』公表
11月	金融庁「学校における金融教育の一層の推進について」（文科省への要望書）
2004年 12月	金融庁『金融改革プログラム－金融サービス立国への挑戦－』（金融行政指針）で「利用者保護のため情報提供、相談等の枠組みの充実」を掲げ、金融経済教育の拡充を明記
2005年 3月	金融広報中央委員会『金融教育ガイドブック－学校における実践事例集－』刊行 同委員会 2005年を金融教育元年とする 金融庁「金融経済教育懇談会」設置
6月	金融経済教育懇談会『金融経済教育に関する論点整理』 閣議決定『経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005』に「金融を含む経済教育の実践的教育を推進する」と明記
7月	内閣府・金融庁・文科省・金融広報中央委員会「経済教育等に関する関係省庁連絡会議」設置
2006年 2月	金融広報中央委員会「金融教育プログラム検討委員会」設置
2007年 2月	金融広報中央委員会『金融教育プログラム－社会の中で生きる力を育む授業とは－』刊行
2008年 9月	リーマンショック
2012年 8月	消費者教育推進法公布
11月	金融庁「金融経済教育研究会」設置
2013年 4月	金融庁『金融経済教育研究会報告書』公表
6月	「金融経済教育推進会議」設置
2014年 6月	金融経済教育推進会議『金融リテラシー・マップ』公表
2014年 2月	金融広報中央委員会『金融教育プログラム全面改訂版』刊行
2018年 3月	文科省『高等学校学習指導要領』告示
6月	改正民法成立（成年年齢引き下げ）
2020年 4月	新学習指導要領（小学校）実施（21年4月から中学校、22年4月から高校で順次実施）
2022年 11月	政府が資産所得倍増プランのなかで金融経済教育推進機構（仮称）の設置と法制化を公表
2023年 3月	政府（金融庁）が金融サービス法改正案を国会に提出

【注】

- 金融経済教育は、古くは金銭教育、そして金融教育さらには金融経済教育と用語の変遷はあるが、当初は倫理的な意味合いも含み用いられ、時代とともにパーソナル・ファイナンスが重視され、さらに個人と社会全体をつなぐ幅広い概念として使用されてきたものと考えられる。
- 日本経済新聞 2022年3月15日付け、同年3月24日付け等。
- 金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書。報告書が公表されると、年金政策の誤りへの批判が集中し、麻生財務大臣（当時）が弁明し当該報告書を取り下げるといふ顛末もあった。
- 2002年以前の学校金融教育については紙幅の関

- 係で省略した。西村隆男「金融教育と消費者教育」（『消費生活思想の展開』税務経理協会刊に所収）を参考にされたい。
- 同指針では別紙8として、幼稚園から高校生・成人にいたる「金融理解度向上のための年齢層別カリキュラム（素案）」をとりまとめ綴じ込んでいる。
  - 金融経済教育懇談会「金融経済教育に関する論点整理」2005年6月。筆者も委員として議論に参加した。
  - 西村隆男『消費者教育学の地平』 p.86 慶應義塾大学出版会 2017年
  - 「資産所得倍増プラン」新しい資本主義実現会議決定（2022年11月28日）内閣官房 HP (<http://>

www.cas.go.jp > dabiplan2022.pdf) より。2023年3月3日閲覧。

9) 資産所得倍増分科会第3回(2022年11月25日)議事録より。

10) ngpf『NGPF's 2022 State of Financial Education Report』より。

11) 伊藤宏一(2012)「米国における金融ケイパビリティ重視への転換－米国金融教育の最新事情－」『季刊個人金融』2012冬号

12) 阿部信太郎(2006)「米国におけるパーソナル・ファイナンス教育の展開とその日本の社会科・公民科における消費者教育への示唆」『消費者教育』26、p.44 日本消費者教育学会

13) MaPS,『Financial Education in Schools 2022』より。なお、教育省のナショナルカリキュラムでは、イングランドに適用した、教科「シティズンシップ」において、キーステージ3でお金の機能と使い方、予算編成の重要性と実践、リスクマネジメントを学び、キーステージ4では、収入と支出、信用と負債、貯蓄と年金、金融商品とサービス、公的資金の調達と使用方法となっている。

14) 4分野は、「家計管理」「生活設計」「金融知識及び金融経済事情の理解と適切な金融商品の利用選択」「外部の知見の適切な活用」である。

15) 金融経済教育を推進する研究会『中学校(教員・生徒)における金融経済教育の実態調査報告書』pp.17-21 日本証券業協会 2022年10月。なお、高校調査も現在進行中である。

16) 『OECD Education 2030』 文科省初中局教育課程室仮訳を参照。

#### 【参考文献】

日本証券業協会『金融経済教育の課題と展開』2021年6月

野村拓也「ウェルビーイングの基盤としての金融教育～英中銀の報告書から得られるわが国への示

唆～」日本総研『Research Focus』2022-017 日本総研 2022年6月

橋長真紀子『パーソナルファイナンス教育の理論と実証』慶應義塾大学出版会 2018年8月

---

にしむら たかお

1951年生まれ。横浜国立大学大学院教育学研究科、関東学院大学大学院経済学研究科修了。博士(経済学)。

【専門】

消費者教育、金融教育、パーソナルファイナンス。(財)消費者教育支援センター主任研究員、横浜国立大学教育学部助教授、アイオワ州立大学客員研究員等を経て、2000年横浜国立大学教育人間科学部教授。2017年退官、現在、同大学名誉教授。(独)国民生活センター客員講師。消費者教育推進会議会長、文科省消費者教育推進委員会委員長、日本消費者教育学会会長、金融広報中央委員会委員、金融経済教育推進会議委員等を歴任。

【著書】

「日本の消費者教育」有斐閣  
「消費者教育学の地平」(編著)慶應義塾大学出版会  
「社会人なら知っておきたい金融リテラシー」祥伝社新書  
「経済的自由への道は世界の授業が教えてくれる」クロスメディア・パブリッシング など。

---